

市内米軍施設の現況等について

1 令和5年6月6日以降の主な経過

- 6月6日 基地対策特別委員会
議題 1 令和5年度の委員会運営方法について
2 市内米軍施設の現況等について
- 6月16日 防衛省南関東防衛局から「米輸送艦の民間会社所有のふ頭への着岸について」本市に連絡
- 6月20日 本市が「国の制度及び予算に関する提案・要望書」を発表
- 【市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援】**
(外務省、財務省、国土交通省、防衛省)

 - 1 市内米軍施設・区域の早期全面返還
 - 2 跡地利用の具体化促進のための積極的な支援
 - 3 根岸住宅地区の跡地利用に向けた課題解決への支援
 - 4 米軍施設及び返還施設周辺的生活環境の維持・向上
- 6月21日 防衛省南関東防衛局から「米輸送艦の民間会社所有のふ頭からの離岸について」本市に連絡
- 7月10日 「旧富岡倉庫地区の跡地利用検討におけるサウンディング型市場調査（2回目）」の実施について発表
- 7月14日 防衛省南関東防衛局から「根岸住宅地区における土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除について」本市に連絡（別紙1）
- 8月7日 神奈川県基地関係縣市連絡協議会（本市は副会長市）が「基地問題に関する要望書」を国に提出

- 要望項目（横浜市関連）

 - I 米軍基地の整理・縮小・早期返還を推進するとともに、基地跡地利用の地元の意向尊重等を図られたい
 - (1) 根岸住宅地区
 - (2) 池子住宅地区及び海軍補助施設
 - II 日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用について、適切な改善を図られたい
 - (1) 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックでの安全・安心への十分な配慮
 - (2) 根岸住宅地区での生活環境の維持向上

構成：神奈川県、横浜市、相模原市、藤沢市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市

2 返還方針が合意されていない施設の現況

現在、市内米軍施設において、返還方針が合意されていない施設は、鶴見貯油施設、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の3施設になります。

横浜市内米軍施設区域位置図

根岸住宅地区 43ha

返還方針合意
(返還に向けた共同使用開始)



国有地(64%):27ha
民有地(36%):16ha
市有地(0%):0ha

(1)

鶴見貯油施設 18ha



民有地(100%):18ha

(2)

瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック 52ha



国有地(81%):43ha
民有地(12%):6ha
市有地(7%):3ha

(3)

池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域） 37ha



国有地(99%):36ha
民有地(0%):0ha
市有地(0%):0ha

飛び地(1ha)については、返還方針合意済

旧上瀬谷通信施設 242ha

27年6月 返還



国有地(45%):110ha
民有地(45%):110ha
市有地(10%):23ha

旧深谷通信所 77ha

26年6月 返還



国有地(100%):77ha

旧富岡倉庫地区 3ha

21年5月 返還



国有地(100%):3ha

旧小柴貯油施設 53ha

17年12月 返還



国有地(97%):51ha
民有地(2%):2ha
市有地(1%):0ha

(1) 鶴見貯油施設

ア 概要

所在地	鶴見区安善町	
提供年月日	昭和27年11月21日	
面積	土地：約18ha（民有） 建物：4,654 m ² （国有、民有）	
管理	在日米海軍横須賀補給センター燃料部	
人員	日本人従業員：69名（令和5年3月末現在） 軍人・軍属：非公開	

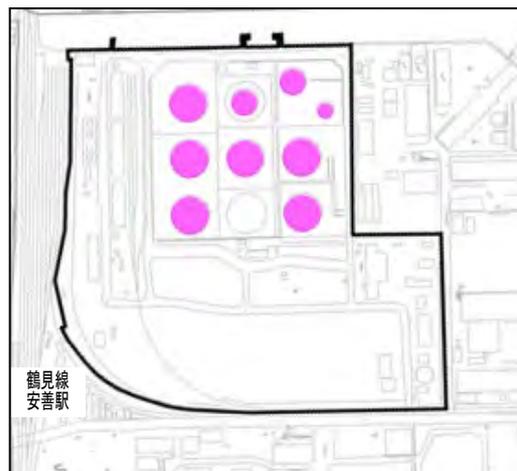
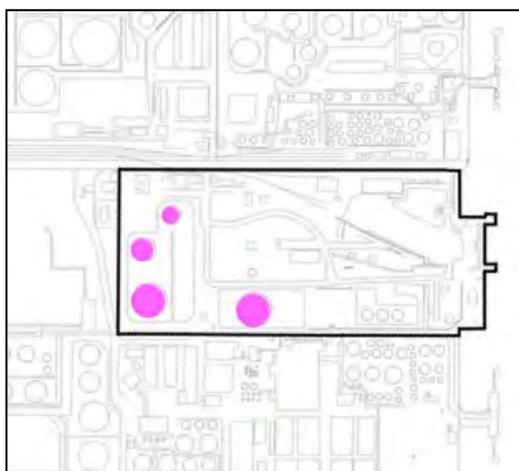
イ 利用目的

横須賀市に所在する貯油施設（吾妻倉庫地区）からタンカーで運ばれる航空機燃料を貯蔵し、鉄道と自動車による横田基地への供給を担う。

(7) タンク数 13基（貯油能力：約12万キロリットル）

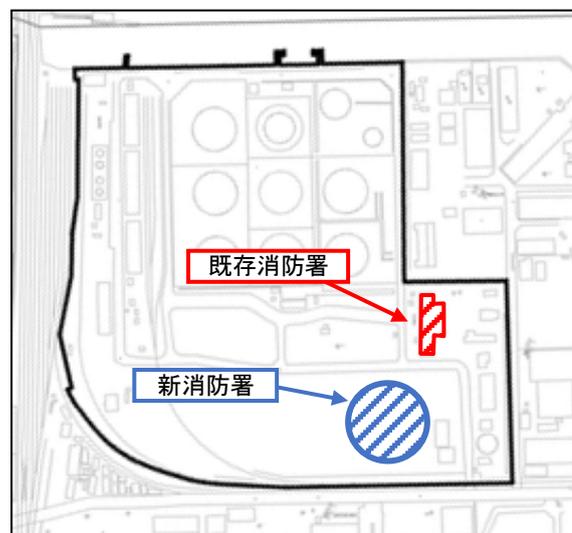
・エリアⅠ：4基（すべて航空機燃料を貯蔵）

・エリアⅡ：9基（8基が航空機燃料、1基がボイラー燃料）



ウ 現在の動き

エリアⅡ施設内の消防署について、既存施設は狭隘で大型の消防車両が駐車できないことや、仮眠室、消防用備品の収納場所が不足しているなど、運用に支障をきたしていることから、施設の更新工事が進められてきたが、本年度中の完成が見込まれている。



(2) 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック

ア 概要

所在地	神奈川県瑞穂町、鈴繁町、千若町	
接收年月日	昭和21年4月15日	
面積	土地：約52ha（国有、市有、民有） 建物：77,315㎡（国有、市有） 水域：約107,500㎡	
管理	在日米陸軍基地管理本部（ふ頭地区） 在日米海軍横須賀基地司令部（郵便地区）	
人員	日本人従業員：180名（令和5年3月末現在） 軍人・軍属：非公開	

イ 利用目的

(7) ふ頭地区

大型・小型船舶用バース、野積場、倉庫等があり、物資の搬出入や軍人・軍属等の移動に伴う貨物輸送業務等を担う。

(1) 郵便地区

極東からペルシャ湾に至る米海軍関係の郵便業務を担う。

(ウ) 主な使用部隊

人員・物資の輸送業務を担っている米陸軍第836輸送大隊などが使用
令和5年4月には、小型揚陸艇部隊が新編された。

(エ) 陸上自衛隊による共同使用

陸上自衛隊が、貨物、船荷の積み下ろし作業を行っており、そのために必要となる事務所及び保管庫などを使用

ウ 主な経緯（一部返還等）

昭和 21. 4 貿易設備用地として昭和20年に埋立てが竣工したふ頭地区と内陸側の郵便地区が接收

昭和 49. 2 横浜ノース・ドック内モータープールが返還…右図 ①赤

（土地：約100,000㎡、建物：約6,000㎡）

平成 9. 9 横浜冷蔵倉庫（中区新港町）の返還に伴い、横浜市が代替倉庫を施設内に提供
米陸軍管理による横浜冷蔵倉庫は、みなとみらい21地区の新港地区内臨港幹線道路整備事業の場所に位置していたことから、早期返還が急務とされていた。返還に伴い、横浜市が瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック内に代替倉庫を提供

平成 21. 3 共同使用されていた臨港道路部分等が返還…右図 ②青

（土地：約27,000㎡、水域：約2,500㎡、工作物：橋梁、囲障、照明装置等）

令和 3. 3 土地の一部及び工作物が返還…右図 ③緑、④オレンジ

（土地：約1,400㎡、工作物：軌条（レール）等）

エ 提供地以外の瑞穂ふ頭の状況

瑞穂ふ頭には、横浜ノース・ドックの他にも、以下の利用がなされている。

(7) 瑞穂ふ頭岸壁（管理：横浜港埠頭（株）H15年供用開始）

砂や建設用資材を中心に扱う公共ふ頭としての役割を担っている。

隣接する出田町ふ頭は、青果物の他に、砂利や砂などの建材を取り扱っていたが、東日本における青果物の取扱拠点の中でも最大級の施設であったことなどから、平成8年から横浜市が瑞穂ふ頭地区で埋め立て工事を実施し、青果物になじまない砂利や砂などの建材取扱機能を移転させた。

(イ) 鈴繁ふ頭（管理：横浜倉庫（株）S50年供用開始）。

昭和30年代から50年代にかけて埋め立てが行われた民間ふ頭

岸壁延長が約1kmあり、敷地内には多目的大型クレーン2基をはじめ、大型定温倉庫、サイロ、広大なバックヤードなど諸設備がある。

【参考】瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック位置図



(3) 池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）

ア 概要

所在地	金沢区六浦町	
接收年月日	昭和20年9月1日	
面積	土地：約37ha （国有、市有、民有） （うち飛び地1haについては返還方針合意済み） 横浜市域と逗子市域の合計 約288ha	
管理	在日米海軍横須賀基地司令部	
人員	日本人従業員：136名（令和5年3月末現在） （逗子市域とあわせた従業員数） 軍人・軍属：非公開	

イ 利用目的

現在、海軍補助施設として倉庫が設置され、必要な物資である軍需品・艦艇用資機材などの保管場所として利用されている。

ウ 主な経緯（家族住宅（横浜市域）建設取止めと4施設・区域返還）

(7) 国の申し入れ

平成15.7 国から「住宅建設が行われれば、根岸、富岡、深谷、上瀬谷（一部）の4施設・区域の返還の考慮が可能」との申し入れを受ける。

平成15.12～ 市長が防衛施設庁及び防衛庁長官と会談
 市は『住宅建設と施設返還の切り離し』等を強く要請
 国は『住宅建設は国の固有事務』『住宅建設と施設返還は一括処理する』との意向

平成16.7～ 市長が池子（横浜市分）接收地返還促進金沢区民協議会と2回会談

(イ) 市の提案

平成16.8 市が国の申し入れに対し、「住宅建設戸数削減、4施設・区域に加え池子（飛び地）、小柴の追加返還、さらに上瀬谷の全部返還等を求める」声明を発表

平成16.8 市長が防衛庁長官、総理大臣と会談
 市からの提案を直接伝え、誠実な対応を求める。

平成16.9 日米合同委員会施設調整部会で「住宅建設戸数の縮減、池子（飛び地）を含めた6施設の返還等」について日米政府の考えが一致

(ウ) 返還方針合意

平成16.9 市が、地元・市民の意向を最大限反映するよう、具体的協議に入ることを表明

平成16.10 日米合同委員会で、「住宅建設と池子（飛び地）を含めた6施設・区域の返還方針」について合意

平成16.12 金沢区米軍施設建設・返還跡地対策協議会設立

(イ) 4 施設・区域の返還

平成 17.12～ 小柴が平成 17 年、富岡が平成 21 年、深谷が平成 26 年、上瀬谷が平成 27 年にそれぞれ返還

(オ) 住宅建設の取り止め

平成 18. 8～ 国の複数回にわたる住宅計画案の提示に対し、本市はその都度、地元対策協議会と緊密な協議を行い、地元要望を踏まえ国に対し、環境対策・交通対策・景観対策等を要請

平成 30.11 日米合同委員会で家族住宅等建設を取り止めることについて合意

根岸住宅地区における土壤汚染対策法に基づく
形質変更時要届出区域の指定の一部解除について

令和5年1月13日に防衛省が実施した土壤汚染対策法に基づく土壤汚染調査の結果、基準不適合土壤が認められ、形質変更時要届出区域に指定されました。（図中の赤・青部分）

このうち区域の一部で基準不適合土壤を掘削除去したため、令和5年7月14日に形質変更時要届出区域の指定が一部解除されたものです。（図中の青部分）

根岸住宅地区における形質変更時要届出区域



※ 形質変更時要届出台帳に基づき作成

【参考】形質変更時要届出区域とは

土壤汚染が認められた土地で、土壤汚染の人への摂取経路が無く健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が義務付けられていない区域のことです。ただし、土地の形質の変更を行う場合は、届出が必要です。

横浜市公告第 414 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（令和 5 年 1 月横浜市公告第 11 号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和 5 年 7 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地
南区山谷地内、磯子区上町地内（別図のとおり）
- 2 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去

別図



横浜市建築局都市計画基本図データにより作成【横浜市地形図複製承認番号 平31建都計第9008号】

横浜市中区、南区、磯子区の一部
解除する形質変更所要届出区域：■

